

## 4月1日から市の組織を変更します

問い合わせ  
行政課(☎51・2024)

新しい担当課などの電話番号は、4月1日から利用可能になります。

### ■部の新設

子ども・子育て支援法の施行に合わせ、市民にわかりやすく・利用しやすい行政サービスを目指し、子どもに関連する業務・情報・相談窓口の集約によるワンストップ対応や児童虐待の防止などを図るとともに、少子化対策の推進を図るため、「こども未来部」を新設します。

### ■課・室の新設

**福祉部生活福祉課**  
福祉部障害福祉課を再編し、新たに「生活福祉課」を設置します。

### ■環境部施設建設室

(資源化センター内 ☎38・0777)

新焼却施設などの整備推進体制を強化するため、施設建設室を新設します。

### ■都市計画部

#### ■まちなか図書館整備推進室

(まちなか活性課内 ☎55・8102)

まちなか図書館(仮称)の整備推進体制を強化するため、まちなか図書館整備推進室を新設します。

### ■こども未来部の主な事務

新しい担当課	主な事務	以前の担当課
こども未来政策課 (西館3階 ☎51・2325)	子ども・子育て応援プランの推進	子育て支援課
	少子化対策の推進	新規
	青少年健全育成、幼児ふれあい教室	生涯学習課
こども未来館 (☎21・5525)	こども未来館の管理運営	こども未来館
	交通児童館(☎61・5818)の管理運営	子育て支援課
こども家庭課 (東館2階 ☎51・3161)	家庭児童相談、児童手当などの諸手当の給付、子ども医療・母子父子家庭等医療の助成、ひとり親家庭の自立支援	子育て支援課
	放課後児童クラブ・放課後子ども教室	生涯学習課
	子ども・若者総合相談窓口(☎29・8070)	
保育課 (☎51・2315)	保育園・幼稚園・認定こども園など	保育課

### ■障害福祉課・生活福祉課の主な事務

新しい担当課	主な事務	以前の担当課
障害福祉課 (☎51・2345)	障害福祉サービス・障害者医療・身障手帳など	障害福祉課
生活福祉課 (東館1階 ☎51・2350)	生活保護法による保護、生活困窮者の自立支援、民生委員児童委員	



市役所

### ■所属する部の変更

#### ■都市計画部まちなか活性課

中心市街地再開発事業と一体となった都市整備を行うため、産業部まちなか活性課を都市計画部に移管します。

#### ■課の名称変更

#### ■産業部みなと振興課

親しみのあるみなとの形成を図るため、「港湾活性課」の名称を「みなと振興課」に変更します。

ご意見  
募集します  
パブリックコメント  
(市民意見提出制度)

## 豊橋市まちなか図書館(仮称) 整備基本計画を策定しました

問い合わせ まちなか図書館整備推進室

( ☎ 55・8102 )

この計画は、駅前大通二丁目に予定している「まちなか図書館(仮称)」の整備について、基本的な考え方を示すものです。

**結果の公表** 計画の詳細や寄せられた意見への考え方などは、まちなか図書館整備推進室、市役所 じょうほうひろば(東館1階)、カリオンビル、パブリックコメントホームページ <http://www.city.toyohashi.g.jp/6490.htm> などでご覧いただけます  
その他 詳細は本紙5月1日号に掲載予定

■まちなか図書館(仮称)実施計画策定懇談会委員を募集します

まちなか図書館(仮称)の整備に向けて、実施計画について議論していただく方を募集します。

**募集人員** 3人程度 **任期** 平成27年6月中旬～平成28年3月31日 **応募資格** 市内在住の高校生以上で、会議(土曜日午前、2時間程度)に4～5回出席できる方 **審査** 書類審査により決定(結果は5月下旬に郵送で通知) **申し込み** 4月24日(消印有効)までに直接、郵送またはEメールで「まちづくり、人づくりにつなげる図書館の可能性」をテーマにした意見(1600字以内)、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を、まちなか図書館整備推進室(〒440-0897 松葉町二丁目10 まちなか活性化課内) [machitoshho@city.toyohashi.g.jp](mailto:machitoshho@city.toyohashi.g.jp)

## 平成27年度国民健康保険税の改定について

### ■税率の改定について

平成27年度の国民健康保険税額は、平成26年中(1～12月)の所得を基に、表1のとおり算定します。普通徴収の方は、平成27年度分の納税通知書を7月に送

付します。なお、特別徴収(年金天引き)の方は、4月に仮徴収決定通書を送付します。

### ■課税限度額の引き上げについて

中間所得層の国民健康保険税負担の軽減を図るため、医療分と

問い合わせ 国保年金課 ( ☎ 51・2295 )

後期高齢者支援金分の課税限度額がそれぞれ1万円ずつ、介護分の課税限度額が2万円引き上げとなり、合計85万円になります(表1)。

■国民健康保険税軽減対象の範囲が拡大されます  
均等割・平等割5割軽減および2割軽減の軽減判定所得の基準が見直され、国民健康保険税軽減対象となる範囲が拡大されます(表2)。

■税額の急激な変化を防ぐため、緩和措置を引き続き行います  
平成25年度から、所得割の算定方法が変更されたことによる影響を抑えるために実施している緩和措置を、平成27年度も引き続き行います。「所得比例方式」と「市民税所得割方式」で算定した金額の差額の2分の1相当額を減額します。※申請不要

■世帯主が納税義務者です  
世帯主が国民健康保険に加入していなくても、同じ世帯内に加入者がいる場合、世帯主あてに納税通知書などを送付します。

■表1 平成27年度税率と課税限度額 ( )内は平成26年度の税率と課税限度額

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分(40～64歳の方)
所得割	加入者の所得割基礎額(※)の合計 ×6.92(6.63)%	加入者の所得割基礎額(※)の合計 ×2.27(2.44)%	加入者の所得割基礎額(※)の合計 ×1.95(2.33)%
被保険者均等割	被保険者1人につき 19,800(18,300)円	被保険者1人につき 6,300(6,300)円	被保険者1人につき 7,800(8,100)円
世帯別平等割	1世帯につき 48,000(46,500)円	1世帯につき 15,600(16,800)円	1世帯につき 13,200(14,700)円
課税限度額	520,000(510,000)円	170,000(160,000)円	160,000(140,000)円

※所得割基礎額とは、総所得金額等から33万円を引いた金額

■表2 国民健康保険税軽減基準額 下線部は改正部分です

軽減の割合	基準額		申請
	改正前	改正後	
5割軽減	33万円+ <u>24.5万円</u> ×被保険者数	33万円+ <u>26万円</u> ×被保険者数	不要(自動適用)
2割軽減	33万円+ <u>45万円</u> ×被保険者数	33万円+ <u>47万円</u> ×被保険者数	